

# あなたの新たなワーキングステージを 行政書士になって活躍するという選択肢

～行政書士登録のご提案～

行政書士法は、行政書士となる資格を次のように定めています。

## 行政書士法第2条（資格）

次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。

- 一 行政書士試験に合格した者
- 二 弁護士となる資格を有する者
- 三 弁理士となる資格を有する者
- 四 公認会計士となる資格を有する者
- 五 税理士となる資格を有する者

六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して20年以上（学校教育法による高等学校を卒業した者その他同法第90条に規定する者にあつては17年以上）になる者



行政書士法第2条第6号に規定する要件を満たしている職員の皆様方は、行政書士となる資格を有するので、行政書士登録を申請し、行政書士として活躍することができます。



日本行政書士会連合会  
公式キャラクター  
行政（ユキマサ）くん

この制度を有効利用し、ぜひ行政書士として活躍してみませんか？  
茨城県行政書士会はあなたをお待ちしております！

<インフォメーション>

職務内容によって登録可能かどうかが変わりますので、ご退職前でも、任命権者による公務員職歴証明書をご提出いただければ、無料で審査いたします。  
尚、ご相談につきましては、電話・FAX・メールにて行っております。



茨城県行政書士会（事務局） 平日8：30～17：30

〒310-0852 水戸市笠原町978番25

茨城県開発公社ビル5階

電話 029-305-3731 FAX 029-305-3732

Email info@ibaraki-gyosei.or.jp

http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/